

青森県特別栽培農産物認証制度の概要

1 対象者

- 青森県内に住所を有する生産者、生産集団等
- 認証された玄米を精米する者

2 農薬等使用区分及び対象農産物

農薬等使用区分	内 容	品 目
農 薬：不使用 化学肥料：不使用 (農不・化不)	農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物	穀類、豆類、野菜、果実 (品目制限無し)
節減対象農薬：不使用 化学肥料：不使用 (節農不・化不)	節減対象農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物	
農 薬：不使用 化学肥料：5割以下 (農不・化5)	農薬を使用せず、化学肥料の使用を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産された農産物	米、小麦、大豆、そば、なたね、ながいも、にんにく、ごぼう、だいこん(3～4月播き栽培、5～8月播き栽培)、にんじん(3～4月播き栽培、5～7月播き栽培)、ばれいしょ、キャベツ、レタス、ねぎ、トマト、きゅうり、ピーマン、メロン、ブロッコリー、すいか、えだまめ、かぼちゃ、はくさい、やまのいも、なす、ほうれんそう(5～9月播き栽培、10～11月播き栽培)、アスパラガス、スイートコーン、こかぶ、さやいんげん、いちご(促成・半促成栽培)、りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも、プルーン
節減対象農薬：5割以下 化学肥料：不使用 (節農5・化不)	節減対象農薬の使用を慣行の5割以下に削減し、化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物	
節減対象農薬：不使用 化学肥料：5割以下 (節農不・化5)	節減対象農薬を使用せず、化学肥料の使用を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産された農産物	
節減対象農薬：5割以下 化学肥料：5割以下 (節農5・化5)	節減対象農薬及び化学肥料の使用を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産された農産物	

- ※ 1. 加工品及び水耕栽培等土壌を用いない栽培は対象外です。
 2. 認証を受ける農産物は別途「栽培要件」を満たすものでなければなりません。
 3. 農薬・化学肥料を使用したかどうかは、前作の収穫後から当該農産物の収穫、調製までの期間が対象になります。
 4. 農産物毎の節減農薬・化学肥料の使用基準は別途「慣行値及び認証基準値」(P 16)をご覧ください。

農薬：農薬取締法に規定する農薬(同法に規定する天敵及び特定農薬は含まない)
 節減対象農薬：化学合成農薬(農薬のうち有効成分が化学合成されたもの)のうち、有機農産物の日本農林規格第4条の別表2(P 49)に掲げる農薬を除くもの(性フェロモン剤等)

3 申請時期 年3回

- 1月10日まで(栽培開始期：3月から7月までの米、りんご等農産物)
- 6月10日まで(栽培開始期：8月から11月までのにんにく、小麦等農産物)
- 10月10日まで(栽培開始期：12月から翌年2月までのハウストマト等農産物)